

会社のコンプライアンスはどうなっているのか??

裁判所が認めた公的な証書も都合が悪ければ撤去!!

法律も基本協約も関係なし?!

会社は、3月11日、大阪仕業検査車両所分会の松本分会長に対し、分会情報 (No.118) 号の撤去通告を行い撤去してきました。

この分会情報は、3月10日、大阪地方裁判所に共同で提訴した提訴状に記載されている内容であり、情報にもその旨を書いています。もちろんこの提訴状は裁判所が認めた公的な証書です。

この公的な証書の記載内容を抜粋した情報を撤去する会社の行為は、明らかに不当労働行為であり、さらに裁判をも妨害するものです。許されるものではありません!!

私達、大阪仕業検査車両所分会は、J R 東海 労 新 幹 線 関 西 地 本 に「分会情報No.118 撤去通告及び撤去」について下記の内容で緊急に申し入れを行いました。

記

- 1、 分会情報 (No.118) の撤去理由 (基本協約第何条に違反するのか) を明らかにすること。
- 2、 この分会情報の撤去理由が組合側と基本協約の解釈の違いがある場合、直ちに団体交渉を行うこと。
- 3、 この分会情報の撤去行為を不当労働行為、裁判への妨害と認め謝罪すること。

会社は逃げずに撤去理由を明らかにすべきです!!